

服部春彦・谷川稔編

『フランス史からの問い』

青谷秀紀・金澤周作・
中本真生子

本書は、さまざまなかたちで服部春彦京都大学名誉教授の学恩を享けた一三名のフランス史研究者による共同論文集である。この書物の成立に関する詳細は同書の「はじめに」に譲るが、あらかじめ統一テーマのもとに構成されたものでないことは記しておく。三色旗よろしく三部構成をとってはいるが、その扱う時代・論点は多岐にわたる。こうした多様性は二〇世紀の歴史学をリードしつづけたフランス歴史学の多彩な手法を正確に反映している。それゆえに、二〇世紀最後の年に出版された本書を振り返ることは、同世紀の歴史学にたいするある種「総括」の意味合いさえ帯びていよう。また、編者も意識するように本書には国民国家論からの批判が当然の如くに予想されるが、それを見越したうえで、国民国家という物語の解体後に歴史学がどのような方向に進んでいくべきかという点に再考を促し、その可能性を垣間みさせてくれるものとしてもこの書物の出現は評価されるべきだろう。とはいえその射程の広さにもかかわらず、この論集がどの程度まで影響力を有するものであるのかは、今後の学会動向のみぞ知るところではある。なお、本書はすでに二〇〇〇年六月一〇日の京

都大学西洋史読書会例会における合評会で、一部を除く執筆者出席のもととりあげられたことを付記しておく。今回の書評も、合評会での評者三名によるものである。第一部を青谷が、第二部を金澤が、第三部を中本が担当した。では、個別論文の評に移る。

まず第一部「臣民のフランス」は、江川温「神の平和」運動の軌跡が照らしたものの——一・二世紀の平和理念と紛争処理——で始まる。本論は、近年の一世紀権力秩序論をベースに、平和運動自体が秩序に果たした現実的役割・機能を明らかにしている。一世紀の領土社会には、独自の紛争処理システムとそれに支えられた緩やかな政治権力秩序が存在したことを近年の研究は教えてくれているが、ここでは平和運動の目的・規定、そして平和違反の裁判や調停が世俗の法を強化し、そうした紛争処理システムとも親和性を有していたことが確認される。こうした点から、平和運動が教会所領の不可侵性を強化し、紛争処理システムを承認し、改善しようとしたものであったことが述べられる。また、従来主張される、運動への民衆関与についてもその自立性は否定され、最後に一二世紀における平和理念の世俗化が指摘されて本論は閉じられる。的確な研究動向の整理と著者の長年の研究成果が巧みに接合されている。しかし、著者は伯や司教への運動の依存や民衆の自律性の否定といった平和運動の貴族的性格を強調するが、従来盛んに説かれるところの誓約を基にした運動の水平的共同性・民衆運動的側面をどのように、どの程度まで評価するのといった点が一つ気になった。

つぎは、藤木広太郎「聖なる『報復』——『聖プロワの奇蹟』と封建社会」である。一〇世紀から一二世紀のフランス聖人文学

には聖人が罪人を罰するという懲罰のモチーフが存在するが、ここには聖俗の未分化な当時の法論理が働いている。この論理が『聖プロワの奇蹟』から顕わにされてゆく。とくに分析は一一世紀初頭を中心とし、ここから聖人の介入により紛争において「加害者」と「罪人」といった聖俗カテゴリーが結合する過程、そして三職分論の身分理解からなる世界観も明らかにされる。史料から明らかにするところ、聖人による懲罰は報復の論理を共有しているのだが、ここから天上の正義を名分として修道士たちが当時の戦闘社会の論理を共有していたことも明らかにするのである。最後にこうした聖俗関係解体後の聖人や奇蹟の姿容が展望される。本論の長所は、史料の深い読みによる茫漠たる対象の的確な把握とともに、権力秩序の分析が既存の統合権力への同化の視点から開放され、社会的関係性の析出に向けられている点である。一つ疑問をあげるならば、元来職分秩序を相対化する傾向にある修道士たちが、果たして社会全体のヴィジョンに関わる三職分論を有していたのだろうか、という点であろう。

つぎは、阿河雄二郎「ルイ一四世時代の『貴族改め』の意味」である。本論は、近年注目されつつある近世貴族の問題から「貴族改め」がとりあげられる。王権による貴族コントロールにみえるこの政策も、貴族の自律性を払拭できず曖昧なものに終わったこの「貴族改め」をめぐる貴族理念・出自、そのリクルートなどが論じられる。まず、中世末以来の曖昧な貴族認定基準が、一六世紀中頃以来官僚制の発展などを背景として官職保有の点から漸次規定化されてゆく。そして、一七世紀の「貴族改め」がその不徹底から結局は目標を達することなく終わったものの、身分の

固定化や社会的流動性の抑制などいくらかの成果をもたらしたことが事例研究から明らかにされている。ただ、この問題に関する研究の進展の遅れを考えるなら、ここに王権の抑圧をみるよりもむしろ「貴族改め」のもたらす不鮮明な貴族イメージに、貴族の実体の多様性、社会変動をみるべきであると主張される。本論は「貴族改め」の意味を貴族身分の問題を越えて提示しようとしており、今後の展開に期待を抱かせるが、問題設定と結論部が若干不鮮明であったように思われる。

服部春彦「一七・一八世紀貿易商人の世界——サン＝マロ商人と麻織物輸出——」は、著者が以前に確認した一七・一八世紀列強の工業製品輸出におけるフランスの優位を前提として、その大量輸出が可能になった背景を貿易商人の活動から考察している。まず、国際貿易で立ち遅れていたフランス商人が一七世紀に商業ネットワークの形成を軸にカデイス貿易で最有力の地位を占めるにいたった経過、およびそうしたカデイスのフランス人商会の規模や構成原理などが確認される。ついで、そのなかで重要な役割をなしたサン＝マロ商人の、とくに大商人エリート層が、ブルターニュ製リンネル織輸出を柱に繁栄を極め、人口学的戦略や婚姻戦略、教育戦略を駆使しつつ、長期にその商業活動を展開させたことが説明され、そうした過程がマゴン家の事例からも詳細に裏づけられる。最後に対外的・対内的な政治経済的要因によるサン＝マロの衰退が語られている。著者はこれまでの研究成果を前提に、貿易商人の活動や戦略を詳細かつ多角的に豊かに描いている。後背地の地方経済との関わりについてさらに情報欲しいとも感じられたが、これは欲張りというものであろう。

森原隆「絶対王政下の新聞と政治報道——『ガゼット』から『ジュルナル・ポリティーク』へ——」により第一部は閉じられる。ここでは、とくにモーブー期の新聞・雑誌といった言論機関・ジャーナリズムを中心に分析することで、「世論」の社会的検証・実証的裏づけが目指される。まず、モーブー期に内外のプレス規制の強化がみられるようになるが、同時に既存の新聞・雑誌を改革するジャーナリズム体制の構築も図られていた。その対象となった『ガゼット・ド・フランス』は国家管理下で改革が行われるも、結局読者のニーズに合わず失敗する。その頃政府が秘かに公認していた体系的政治雑誌『ジュルナル・ポリティーク』が出現する。こうしてモーブー期には、じつは王権による情報対策も存在し、ジャーナリズム体制への道が開かれつつあったわけで、この時期が「世論」や「公共性」の一つの転機にあたるのではないかと結論づけられている。原史料に基づいた実証的な議論は、抽象的になりがちな「世論」や「公共性」に関する研究における確かな成果であろう。ただ、著者が一つの転機をみている「公共性」にしても、王権側による新聞・雑誌改革が目指したであろう「代表的具現の公共性」と「市民的公共性」は区分される必要があるうし、そうした点についてはより詳細な新聞・雑誌の言説分析が今後必要であろう。

第二部「革命のフランス」の冒頭は天野知恵子氏の「革命前夜の子ども・家族・社会」。革命前夜、好評を博したアルノー・ペルカンの月刊誌『子どもと友』を題材とし、作者、モノとしての書物、テキスト（内容）、読者の四要素を分析対象とする「読書

の歴史」を、購買者たる親、購読者たる子を媒介にして、「家族の歴史」に接合する試みである。興味深いテキストの分析によって天野氏が浮かび上がらせるのは、子ども中心の愛情に満ちた家族像であり、さらに読者の例を検討して示唆されるのは、この家族像が『子どもと友』の購買・購読者である当時の「勝利する」ブルジョワ家族の存在を反映していたことである。もともと、主旨明快ではあるが、本論文は、『子どもと友』楽しんだ「愛情に満ちた」家族が殺伐とした家族像を描いたラ・フォンテーヌなども同時に購入していたことの問題や、『子どもと友』が男女両方に読まれていたことから想起される子どもとジェンダーの問題など、今後解明されるべき論点をいくつも含んでいる。

続く竹中幸史氏の「革命を支えたソシアビリテ」は、オート・ノルマンディー地方の例に即し、「革命を支えた」ジャコバンククラブとそのネットワークの史的展開をダイナミックに叙述した論文である。革命初期、この地方のクラブは数も相互の連帯も少なく、それぞれ直接バリのジャコバンククラブの影響下にあった（集権／一元的）のだが、一方で、もともと民主政の本質とみなされていたクラブなどのヨコの連携、「フェデラリスム」が反革命という否定的な意味を付与されるようになり、九三年十二月には（結社は放任されるが）フェデラリスムは禁止されてしまう。これに連動し、増加を続ける地方クラブの存在をフェデラリスムの観点から恐れたバリのクラブは、「信頼に足らない」ルーアンのクラブに、この地方のクラブのリーダーシップ（分権／多元化）を容認せざるをえなくなり、結局その後、革命政府は結社そのものを否定するに至る。竹中氏はクラブとネットワークの両義的性

格（革命にとって促進的でも抑制的でもあること）を革命史の中で丹念に跡付けた。とはいえ氏の議論はもっぱら一地方の事例に立脚するもので、ここでの主張が広く妥当するの地域の特例に留まるのかは、比較を通してあらためて検証されねばなるまい。

加藤克夫氏の「異邦人」から「国民」へは、革命期のユダヤ人解放へ至るプロセスを辿った論考である。革命以前には、二つのユダヤ人解放論——共同体としての解放と個としての解放——が存在し、共同体としての解放を唱える立場が優勢であった。しかし革命後、共同体を解体し個としてユダヤ人を「国民」化するプログラムが力を得てくる。いっぽう、「解放」される側のユダヤ人は一枚岩ではなく、地域別に計四グループを形成しており、総じて「異邦人」とみなされたが、なかには「帰化権をもった内国人」とみなされたグループもあったと指摘される。そして国民議会での討議やユダヤ人グループからの請願などに、いくつかの追い風が重なった結果、九一年九月、すべてのユダヤ人が、新しい集権的国家原理に適應する形で、個人として解放される（異邦人から国民へ）。九一年解放に終点を置くこの論文での議論は明快である。ただ仄聞するところでは、ナポレオン期の「恥辱法」は、一部ユダヤ人の「国民」としての地位を差別的に制限したという。だとするなら九一年解放の時点ですでに、「恥辱法」に帰結する問題が組み込まれていたのではないか。そのような観点で解放論を再論することも可能だろう。

第二部の最後は岡本明氏の「ナポレオン支配下のヴェストファーレン王国」である。一八〇七年に創られたヴェストファーレ

ン王国はジェローム王を戴き、ほとんど招集されなかった議会のほかに、閣僚数名と國務顧問官たちが統治の枢要を成し、その下には知事たちがいた。彼らは、出身はフランスあるいはプロイセン、また身分的出自は平民あるいは貴族、と混合的であったが、フランス帝政貴族の利害を王国で貫こうとする軍務官（ナポレオン軍政）に対しては、一致して抵抗した。しかし、このように協調的な統治層も、ナポレオン民法典実施の一環たる隷農制廃止をめぐる互いに対立し、結局は折衷的で不完全な法令を出すに終わった。岡本氏はこの改革挫折の原因を、王国創設前からの農地所有／保有形態の地域的多様性に起因する改革主体の決断躊躇という主体的要因と、戦時体制という客体的要因とに求めている。結論の改革挫折の説明自体は首肯できる。しかし本論の多くを占める、統治層の内実に関する説明は、この結論を導き出すために必要だったのか。また隷農制改革挫折の事例から、「モデル国家」についてどのような新知見が得られるのか、いささかの疑問が残った。

第三部「記憶のフランス」では、主としてフランス「国民」と「記憶」にかかわる問題が論じられている。それは地域と国家の記憶であり、国民の「共通の記憶」の形成であり、または公式の記憶を創り出す歴史教科書の問題である。近年の記憶ブームのなかで、これらの論文が「フランス史」からどのような論点を提出しているのか、以下、個々の論文に沿って見ていきたい。

まずは上垣豊「一九世紀サヴォワにおける歴史とアイデンティティ」。ここでは、国民統合における「中央による地方の抑圧」

という従来の構図に代わって、「小さな祖国」を称揚しつつ行われる国民統合」という新たな視点が導入されている。そもそも地理的、宗教的、行政的なまとまりを持たず、言語、民族的にも明確な核を持たなかったサヴォワ地方が自らの nation を意識し始めたのは、フランス革命をきっかけとしてであった。しかしサヴォワのアイデンティティ構築は「独立」を目指すものではなく、常にフランス、イタリア、スイスのうちの「どこに帰属するか」が問題となる。そして最終的に一八六〇年のフランス帰属を問う住民投票に九八・八％が賛成し、「進んで併合を受け入れたフランス人」(ガンベッタ)という評価を担うこととなったサヴォワでは、その後フランスへの併合を「自然の運命」とする歴史観が主流となっていた。このように自ら「大きな祖国」への統合を望み、それを受け入れていく「小さな祖国」の人々、という視点はサヴォワにおいては大きな説得力を持つ。さらにその地域アイデンティティは決して古くから自明のものとしてあるのではなく、大きな国家との関係性のなかから生まれてくることも同時に明らかにされている。今後は「サヴォワ国民」という意識が(その内部の多様性も含めて)どこまで一般の人々に共有されていたかという点について、より詳細な分析が望まれよう。

続いては杉本淑彦「エジプト遠征の記憶」である。ナポレオンによるエジプト遠征の記録である『エジプト誌』は、E・W・サイードのオリエンタリズム論の中心的な題材であり、彼はこの遠征を「本質的、普遍的オリエント蔑視の経験」であると断じている。しかし杉本は、このフランスとエジプトの接触によってフランス側も何らかの変容を被ったのではないかという観点から『エ

ジプト誌』全一九巻を読み直し、フランスⅡ優、エジプトⅠ劣という二項対立に納まりきらない報告例を掘り上げる。それは個々のフランス人のエジプト体験が、個人レベルでの文化変容を伴っていたことを裏付けるものである。さらに杉本はサイードが分析の対象としなかった絵画や記念建造物などの視覚装置の分析を試みる。ナポレオン体制下、復古王政期、そして七月王政期と、エジプト遠征関連の絵画はやメダルは、その目的は微妙に異なるものの、「文明化の使命」、そして「国民の偉業」として取り上げられつづけた。コンコルド広場に据えられたオペリスタはその頂点である。このような表象が「フランスの絶対的優位」という観点に立つエジプト遠征の記憶を民衆に向けて発信し、同時に個々人のレベルで起きた文化変容を覆い隠していったと杉本は結論づけている。非常に興味深い論考であるが、いくつか確認したい点もある。まず遠征以前のフランスにおけるエジプト観がどのようなものであったかという問題。変容を指摘するためには、それ以前の認識を提示する必要がある。また表象としてのエジプト遠征については、その表象が持った人々への影響力をどう測るかという問題が残されていると思われる。

次に高木勇男「道徳のアカデミー論争——監獄問題をめぐって」。道徳政治アカデミーは政府に直言できる審議機関としての性格を有しており、一九世紀を通じて労働環境の向上や監獄改革をめぐって具体的な提言を行った機関である。ここでは特に監獄問題をめぐっての道徳政治アカデミーの提言の変遷に焦点が当てられ、一七九〇—一八二〇(博愛主義の時代)、一八二〇—一八五〇(監獄論争の時代)、一八五〇—一八八〇(海外流刑の時代)

と、大きく三つの時期に区分がなされる。特に独房監禁（ペンシルヴェニア派）か強制労働（オーバーン派）かという監獄論争が交わされた第二期については、監獄の現場から見ると、双方とも犯罪者の「更正可能」性という信念に基づく「支配のユートピア」を目指していたという点で共通していたと高木は指摘する。そしてフーコーが提示した国家権力と社会権力の結託である「監獄の誕生」という像は、実は急進改革論者の記憶の一人歩きに近いものであったのではないかと結論が下されるのである。興味深い結論であるが、その一方で実際の監獄の変遷に道德政治アカデミーの提言がどの程度反映されたのか、このアカデミーの影響力がどれほどのものであったのか等の疑問が残った。

次いで渡辺和行の「義務の共和国——エルネスト・ラヴィスの歴史教育と国民形成」をみていこう。ここでは高名な歴史家であり、さらに「プチ・ラヴィス」と呼ばれる一連の初等教育用歴史教科書の作者であったラヴィスを通じて、歴史教育と国民形成の関係、および歴史教育と同時代の歴史学との連関性が問われている。聖史中心の歴史教育から新しい「国民の歴史」教育のための新しい教科書を、という明確なヴィジョンのもとに執筆された「プチ・ラヴィス」は、当時喝采をもって迎えられたという。「自国の歴史を知らないならば、自国を知ることではできず、愛することはできない」というラヴィス自身の言葉が、その目的を何よりもよく現しているだろう。歴史教科書という媒体を通じて、正しい「国民の記憶」が造られ、流布された。さらに渡辺は一連の歴史教科書のフランス革命を扱った部分に注目し、版ごとの変遷を辿ることによって、当時の歴史学界におけるフランス革命観

の変化と「教えられるべきフランス革命」像の変化を対照させる。「テニスコートの誓い」や国王一家に関係する挿絵の変化は、革命への賛同と国王の否定の度合いが年を重ねることに強まっていたことを示している。共和国のなかで、そして教科書のなかで、共和主義は着実に深化していった。しかし「プチ・ラヴィス」は二〇世紀に入ると徐々にその人気を失っていく。年代的にはまさにラヴィスの教科書で育った世代の教員が、「プチ・ラヴィス」を否定したということになる。何故一時は絶大な人気を誇ったラヴィスの歴史教科書が、退けられるにいたったのか、この問題をさらに追及してもらいたい。

最後は、真つ向から「記憶」の問題に取り組んだ論文である。谷川稔「〈歴史〉と〈記憶〉を考える」は、まず近年の「記憶」をめぐる様々な動向に触れた上で、「集合的記憶」という概念を導入した民族意識、国民意識の研究の可能性が示されている。「記憶の歴史学」の実践の例として取り上げられるのは、ジャック・ルゴフの『歴史と記憶』、そしてピエール・ノラ編『記憶の場』である。特に「壮大な迷宮」とも評される『記憶の場』シリーズは、「集合的記憶を表象する場の分析を通してフランスの国民意識のあり方を探る」ことを目的としており、「記憶」の分析を通じて「新しいフランス史」の立ち上げへとつながるものであると高く評価されている。かつての「単一のフランス」に代わって新たに浮かび上がってくる「様々なフランス」は、あるがままに受け入れられ、逆にその多様性の中にこそフランスの文化的アイデンティティが求められるかのようなのである。ただこの「新しい国民史」の問題は、それが「フランス国民の歴史」という限ら

れた空間から、さらなる広がりを獲得していけるかどうかという点であろう。特に歴史書としては近年まれな売れ行きをみせたという『記憶の場』が、一般の読者にどのように受容されたのかという問題は考えないわけにはいくまい。「多様なフランス」という視点は、多様でありつつ「不可分」でありつつづけることの意味を必然的に問いかけるのである。

最後に評者三人による全体の読後感を付しておきたい。『フランス史からの問い』は、それこそ時代、場、テーマにより万華鏡のように変化する「様々なフランス」を提示している。各論の文体、叙述スタイルも同じく多様である。このような「複数形のフランス」は、これまでの「単数形のフランス」を乗り越えようと

する執筆者たちの意気込みをよく示しており、今後進むべきひとつの方向性であるだろう。しかし「複数性」や「多様性」といった表現の持つ知的健全さや物分りの良いイメージが、「総合」や「全体」への志向／思考を予め閉ざしてしまうとすれば、それはかえって危険ではなからうか。本論集の執筆者たちはもちろんこのことに無自覚であるはずはない。われわれ読者・研究者も、「複数形のフランス」の発する魅力の中に専門分化の現状に対する免罪符を見るのではなく、苦い毒を見分け、ある種の抵抗をしていくことが必要であろう。そしてそれこそが『フランス史からの問い』がわれわれ読者に問いかけていることなのである。

(A5判 三四〇頁 二〇〇〇年三月 山川出版社 四〇〇〇円)